

4 介護保険

介護保険とは

介護保険は、介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、必要な介護サービスを総合的に利用できる社会保険制度です。

被保険者（40歳以上の方）の介護保険料と公費（税金）を財源に、練馬区が保険者となって運営しています。

●加入者（被保険者）

◇65歳以上の方（第1号被保険者）

区に介護や支援などが必要と認定された方がサービスを利用できます。

被保険者証は65歳になる前の月に交付します。

※介護が必要になった原因が、どんな病気やけがかは問われません。

◇40歳から64歳の医療保険に加入している方（第2号被保険者）

下記の特定期疾病が原因で、区に介護や支援などが必要と認定された方がサービスを利用できます。

被保険者証は要介護・要支援認定を受けた方に交付します。

※特定疾病以外の原因の場合は、介護保険の対象にはなりません。

特定疾病 医学的に、加齢による心身の変化に起因すると考えられる疾病で、16種類が指定されています。

- 筋萎縮性側索硬化症
- 後縦靭帯骨化症
- 骨折を伴う骨粗しょう症
- 多系統萎縮症
- 初老期における認知症
- 脊髄小脳変性症
- 脊柱管狭窄症
- 早老症
- 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症
- パーキンソン病関連疾患
- 閉塞性動脈硬化症
- 脳血管疾患
- 慢性閉塞性肺疾患
- 関節リウマチ
- 両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症
- がん（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。）

問 合 せ 被保険者証については 介護保険課 資格保険料係 ☎5984-4592 FAX 3993-6362
特定疾病については 介護保険課 介護認定第一係 ☎5984-2867 FAX 3993-6362
介護認定第二係 ☎5984-4590 FAX 3993-6362

介護保険料

●65歳以上の方（第1号被保険者）の保険料

介護保険料は、練馬区で必要な介護サービス費用などを見込んで3年ごとに決めます。

本人や世帯の特別区民税課税状況（前年の所得・収入状況）などに応じて下表のとおり15段階に分かれます。

年度途中で65歳になられた方や、区外から転入された方は、月割りで算定します。

◇令和2年度の所得段階別の年間保険料

所得段階	対象となる方			保険料（年額）
第1段階	生活保護受給の方			19,440円 ^{※4}
	本人が特別区民税非課税	同じ世帯にいる全員が特別区民税非課税	老齢福祉年金 ^{※1} 受給の方	
本人の前年の課税対象年金収入額 ^{※2} と合計所得金額 ^{※3} の合計が			80万円を超えて120万円以下の方	24,960円 ^{※4}
			120万円を超える方（本人が特別区民税未申告の方を含みます）	48,240円 ^{※4}
第4段階	非課税	同じ世帯に特別区民税課税の方がいる	80万円以下の方	59,880円
第5段階			80万円を超える方（本人が特別区民税未申告の方を含みます）	77,640円（基準額）
第6段階	本人が特別区民税課税	本人の前年の合計所得金額 ^{※3} が	125万円未満の方	83,880円
第7段階			125万円以上200万円未満の方	96,360円
第8段階			200万円以上300万円未満の方	115,800円
第9段階			300万円以上400万円未満の方	130,440円
第10段階			400万円以上600万円未満の方	155,280円
第11段階			600万円以上800万円未満の方	178,680円
第12段階			800万円以上1,000万円未満の方	201,960円
第13段階			1,000万円以上1,500万円未満の方	225,240円
第14段階			1,500万円以上2,000万円未満の方	248,520円
第15段階			2,000万円以上の方	271,800円

- ※1 老齢福祉年金 明治44年(1911年)4月1日以前に生まれた方、または大正5年(1916年)4月1日以前に生まれた方で一定の要件を満たしている方が受けている年金です。
- ※2 課税対象年金収入額 非課税年金（障害年金、遺族年金など）以外の年金の総支給年額です。
- ※3 合計所得金額 年金、給与等の収入から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や社会保険料控除などの所得控除をする前の金額です。平成30年度からの保険料の算定においては、土地売却等に係る特別控除がある場合は、長期譲渡所得および短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した金額を用います。さらに、所得段階第1～5段階の判定においては、当該合計所得金額から、公的年金等に係る雑所得を除いて計算します。なお、合計所得金額がマイナスの場合は0円とみなします。
- ※4 令和元年10月の消費税増税に伴う税収を財源として、第1～3段階の保険料については負担軽減を実施しています。

◇保険料の納め方

●老齢(退職)年金、遺族年金、障害年金のうち、いずれか一つの年金の年額が18万円以上の方	年金から徴収 (特別徴収)
●年金の年額が18万円未満の方 ●年金を受給していない方 ●年金が一時差し止めになった方 ●年度途中で65歳になった方 ●年度途中で他の区市町村から転入した方 ●年度途中で保険料が変更となった方	納付書や口座振替により納付 (普通徴収)

※保険料の納め方は選択できません。一定の条件に当てはまると、特別徴収が開始されます。

◇介護保険料を納めないでいると

要介護・要支援認定時において、その滞納期間に応じてつぎのような措置が行われます。

- 保険料の滞納期間が1年以上の場合(支払い方法の変更)

利用したサービス費用は全額自己負担となります。その後、利用者からの申請により保険給付費(本来の自己負担を除く費用)を返還します。

- 保険料の滞納期間が1年6か月以上の場合(保険給付の一時差止)

利用したサービス費用は全額自己負担となります。保険給付費(本来の自己負担を除く費用)についても、一部または全部が一時的に差し止めとなります。

- 保険料の滞納期間が2年以上の場合(給付額減額)

介護保険料を滞納している期間に応じて、利用したサービス費用の自己負担割合が、一定期間3割(本来の自己負担割合が3割の場合は4割)に引き上げられます。また、高額介護(介護予防)サービス費などの支給が受けられなくなります。【被保険者証に記載されます】

◇まずは納付相談を

●納期限を過ぎた保険料は、原則一括払いでの納付です。一括での納付が困難な場合は、納付方法のご相談をお受けします。詳しくはお問い合わせください。

◇生計困難な方の介護保険料の減額

つぎの全ての要件に該当する方の介護保険料額を第1段階の保険料額に減額します。

申請が必要ですので、詳しくはお問い合わせください。(申請受付は、6月にお送りする決定通知書が届いてから各年度の3月末日まで)

- (1)介護保険料の所得段階が、第2段階または第3段階の方
- (2)世帯の前年の年間収入(収入には遺族年金などの非課税年金や仕送りを含みます)の合計額が、ひとり世帯で150万円以下の方(世帯員が1人増えるごとに50万円加算)
- (3)世帯の預貯金、有価証券、債券などの合計額が、ひとり世帯で150万円以下の方(世帯員が1人増えるごとに50万円加算)
- (4)介護保険料を滞納していない方

◇災害など特別な事情があるときの介護保険料の減免

災害など特別な事情で一時的に収入が減少し、保険料を納めることが困難な方を対象に、保険料を減免できる制度があります。対象の要件や申請方法など詳しくはお問い合わせください。

問 合 せ 介護保険課 資格保険料係 ☎5984-4592 FAX3993-6362
給付制限については同係 ☎5984-4593 FAX3993-6362

●40～64歳の方（第2号被保険者）の保険料

加入している医療保険の算定方法により決められ、医療保険料の一部として納めていただきます。詳しくは加入している医療保険者にお問い合わせください。

なお、65歳の誕生日を迎えられる方は、算定方法が切り替わります。誕生日の前日の月分から医療保険から切り離し、練馬区へ個別に保険料を納めていただきます。納付書は後日、介護保険課から送付いたします。※医療保険料は引き続き加入している医療保険者へ納めていただきます。

問 合 せ 各医療保険者

コラム

介護保険の利用方法やサービス内容などを説明したパンフレット



「すぐわかる介護保険」

を配布しています。



主な配布場所

- 地域包括支援センター（23～27ページ）
- 介護保険課（練馬区役所東庁舎4階）
- ※「すぐわかる介護保険」は、この他に
区民事務所（練馬を除く）、保健相談所、
はつらつセンター、敬老館などでも配布
しています。

問 合 せ 介護保険課 管理係 ☎5984-2863 FAX 3993-6362

介護保険サービス利用の流れ

相談する

地域包括支援センターの窓口で、目的や希望するサービスを伝えます。

健康長寿はつらつ事業への参加を希望 など

介護予防・生活支援サービス事業の利用を希望 など

要介護・要支援認定が必要なサービスを希望 など

※40～64歳の方（第2号被保険者）は、健康長寿チェックシートで、介護予防・生活支援サービス事業の対象者となることはなく、要介護・要支援認定の申請が必要です。

健康長寿チェックシート（基本チェックリスト）

25の質問項目で日常生活に必要な生活機能が低下していないかどうかを調べます。
介護予防・生活支援サービス事業のみを希望する場合には、健康長寿チェックシートによる判断だけで、サービスを利用できます。

要介護・要支援認定の申請

調査～審査・判定

非該当

認定

介護予防・生活支援サービス事業対象者

要支援
要支援 1・2

要介護
要介護 1～5

介護予防・生活支援サービス事業
77～79 ページ

介護予防サービス
地域密着型介護予防サービス
71 ページ

介護サービス
地域密着型サービス

を利用できます。

要支援1・2の認定を受けた方は、「介護予防サービス」、「地域密着型介護予防サービス」、「介護予防・生活支援サービス事業」の利用が可能です。
介護予防・生活支援サービス事業対象者は、「介護予防・生活支援サービス事業」のみを利用できます。

居宅サービス
地域密着型サービス
65～68 ページ

施設サービス
67 ページ

健康長寿はつらつ事業（一般介護予防事業）（65歳以上のすべての区民の方が利用可能）57・58ページ

練馬区の福祉サービス（受けられる場合があります）80～97ページ